

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年4月15日

【会社名】 ネットアップ・インク  
(NetApp, Inc.)

【代表者の役職氏名】 マシュー・ノールトン・フォーセット  
上席副社長、ジェネラルカウンセル・アンド・セクレタリー  
(Matthew K. Fawcett, Senior Vice President, General Counsel,  
and Secretary)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国カリフォルニア州94089、サニーベール、  
クロスマン・アベニュー1395  
(1395 Crossman Avenue Sunnyvale, CA 94089, United States)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 石川 耕治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内2丁目1-1  
明治安田生命ビル14階  
G T東京法律事務所

【電話番号】 (03)4510-2200

【事務連絡者氏名】 弁護士 今村 龍矢

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内2丁目1-1  
明治安田生命ビル14階  
G T東京法律事務所

【電話番号】 (03)4510-2200

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 ネットアップ・インク普通株式(額面金額：0.001米ドル)の取得に係る  
新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）

【届出の対象とした募集金額】 0米ドル(0円)(注1)  
4,207,500米ドル(458,449,200円)(見込額)(注2) (注3)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注1) 新株予約権証券の発行価額の総額。

(注2) 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。

(注3) 金額の詳細については第一部「証券情報」を参照のこと。

注記：

1. 本書において、文脈上別段の指示がある場合を除き、「当社」、「NetApp」または「ネットアップ」とは、デラウェア州法に準拠して設立された「ネットアップ・インク」を意味する。
2. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「米ドル」および「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1米ドル = 108.96円の換算率（2020年4月6日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値）により換算されている。
3. 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新株予約権証券の募集】(新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等))

##### (1)【募集の条件】

発行数	125,000個(見込数)(注1)
発行価額の総額	無償
発行価格	無償
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	自2020年5月1日 至2020年5月15日(注2)
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	ネットアップ・インク 株式管理部 アメリカ合衆国カリフォルニア州94089、サニーベール、 クロスマン・アベニュー1395
割当日	2020年6月1日
払込期日	該当事項なし。
払込取扱場所	該当事項なし。
摘要	下記に記載のとおり。

(注1) 各新株予約権(以下「本新株予約権」という。)は、当社の普通株式1株を購入するための株式購入権である。よって、上記「発行数」は、本新株予約権の目的となる株式数と同数を記載した。

(注2) 申込期間中、適格従業員は本プラン(以下に定義される。)への参加を選択することができる。プラン参加者(以下に定義される。)は、次回募集への参加を希望する場合(但し、プラン参加者は参加を要求されない。)、当社が申込のために定める指示に従わなければならない。本届出書に関する購入期間は2020年6月1日に開始する。

##### (摘 要)

#### プランの採択及び対象者

本募集は、1995年9月26日開催の当社の取締役会(以下「取締役会」という。)により当初採択されたネットアップ・インク従業員株式購入制度(以下「本プラン」という。)に基づくものである。本プランは、2019年7月26日に取締役会によって修正・改定され、かかる修正・改定は2019年9月12日に開催された当社の年次株主総会によって承認された。

本募集は、本プランに基づき、本邦子会社の適格従業員約198名に対し、新株予約権証券を発行するものである。

ここにいう本邦子会社とは、ネットアップ合同会社を指す。

本プランに申し込む当社又は参加子会社の各適格従業員(以下「適格従業員」という。)は「プラン参加者」という。

#### プランの目的

本プランの目的は、内国歳入法第423条の要件を充足するように設計された、給与天引きによる本プランへの参加を通じて当社に対する所有持分を取得する機会を適格な従業員に提供することにより、当社の利益を増進することにある。

## プランの実施

適格従業員は、本プランへの加入手続を行い、各購入期間(以下に定義される。)中に当該適格従業員に支給される本給与(本プランに定義される。)の1%から10%の給与天引きによる積立金(以下「拠出金」という。)を拠出することで、本プランの参加者となることができる。本プランの各々の募集期間は、当該募集期間の開始日前に本プラン管理者が決定する24ヶ月を超えない期間とする。募集期間は、本プランの存続期間中の各年の6月と12月の第1営業日に半年ごとに開始する。本募集の購入期間は、2020年6月1日に開始し、2020年11月30日に終了する。プラン参加者は、適用のある購入期間にプラン参加者が承認した給与天引きによる拠出金を用いて、(1)募集期間開始日における普通株式の公正市場価格、又は、(2)購入日における普通株式の公正市場価格のいずれか少ない額の85%に相当する購入価格(以下「購入価格」という。)により、当社普通株式を購入することができる。但し、プラン参加者は、(i)ある暦年において、本プランに基づき、株式購入権の付与時において25,000米ドルを超える公正市場価格を有する当社の普通株式を購入する権利を付与される、又は、(ii)募集期間中に当社の普通株式を1,500株を超えて購入することはないものとする。日本の全適格従業員が本プランへの参加を選択し、1人当たりの最大購入額である21,250米ドル(25,000米ドルの85%)を拠出したと仮定した場合、本募集にかかわる購入期間(自2020年6月1日至2020年11月30日)における拠出金の最大見込額は、4,207,500米ドル(458,449,200円)となる。「新株予約権の目的となる株式の数」は、上記拠出金の最大見込額を、当社普通株式のナスダック・グローバル・セレクト・マーケット(以下「NASDAQ」という。)における1株当たりの終値の85%で除することにより算出される。本届出書においては、便宜上、2020年4月6日の終値39.60米ドル(4,315円)の85%の値(33.66米ドル(3,668円))を使用した。なお、本プランへの参加の選択及び拠出率の承認に関して、各プラン参加者は、本プラン管理者が規定する手続に従うものとする。

## プランの運営及び管理

本プランは、取締役会が指名する2名以上の取締役から成る委員会(以下「本プラン管理者」という。)が運営する。

### (2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>本新株予約権は、プラン参加者の拠出金(但し、1暦年中の1人当たりの購入額は25,000米ドルを上限とする。)を用いて、( )募集期間開始日における普通株式の公正市場価格、又は、( )購入日における普通株式の公正市場価格のいずれか少ない額の85%に相当する購入価格により、当社普通株式を購入する権利である。最終的な購入価格は、購入日まで明らかにならない。</p> <p>したがって、当社普通株式の時価が下落した場合、本新株予約権の購入価格も下落し、よって「新株予約権の目的となる株式の数」は増加する(但し、いずれかの一購入日においてプラン参加者1名につき購入可能な普通株式の最大数は、1,500株を超えないものとし、当社の資本構成に変更があった場合、定期的調整に服するものとする)。しかしながら、拠出金は、プラン参加者がその拠出金を減額又は本プランから脱退しない限り(本プランに基づき、いずれも認められる)、株価によって変動することはない。</p> <p>「新株予約権の目的となる株式の数」は、当該購入日に終了する購入期間中の給与天引きによってプラン参加者から徴収した額を、当該プラン参加者に関して当該購入日につき有効な購入価格で除して得られる整数の株式数とする。但し、下記のとおり「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は、株価によって変動しない。</p> <p>本プランの目的は、内国歳入法第423条の要件を充足するように設計された、給与天引きによる従業員株式購入制度への参加を通じて当社に対する所有持分を取得する機会を適格な従業員に提供することにより、当社の利益を増進することにある。本プランへの参加は任意であり、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は、本給与の最大10%により積み立てられた拠出金により決定される。よって、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」の下限は定められていない。</p> <p>本プランに基づく発行可能な普通株式の最大数は、67,700,000株とする。</p> <p>しかしながら、取締役会は、その単独の裁量において、いかなる時も本プランを変更、修正、停止、終了又は中止することができる。</p> <p>さらに、以下の場合、本新株予約権は消滅し、これにより本新株予約権が行使されない可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラン参加者が、募集/購入期間中に本プランから脱退した場合</li> <li>・ プラン参加者が、募集/購入期間中に従業員でなくなった場合</li> </ul> <p>株式分割、株式配当、資本再編、株式併合、株式交換又は種類単位で発行済普通株式に影響を及ぼす、当社がその対価を受領しないその他の変更を理由として、普通株式に対する変更が行われる場合、本プランに基づく利益の希薄化及び拡大を防ぐため、( )本プランに基づき発行可能な有価証券の最大数及び種類、( )一購入日においてプラン参加者1名につき購入可能な有価証券の最大数及び種類、( )本プランに基づきいずれかの一購入日において全プラン参加者が購入可能な、有価証券の最大合計数及び種類、及び、( )各々の発行済購入権に基づき有効な有価証券の数及び種類並びに1株あたりの価格について、適切な調整が行われる。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>ネットアップ・インク記名式普通株式(1株当たり額面金額0.001米ドル)(注1)(注2)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>新株予約権1個につき1株          全体で125,000株(見込数)(注2)(注3)</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>新株予約権1個につき          33.66米ドル(3,668円)(見込額)(注4)</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	4,207,500米ドル(458,449,200円)(見込額)(注5)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格:33.66米ドル(3,668円)(注4) 資本金組入額:1株当たり0.001米ドル(約0.1円)(注5) (発行価格については見込額)
新株予約権の行使期間	2020年11月30日(注6)
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	ネットアップ・インク 株式管理部 アメリカ合衆国カリフォルニア州94089、サニーベール、 クロスマン・アベニュー1395
新株予約権の行使の条件	本プランSection 及び を参照のこと。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	本プランSection . Kを参照のこと。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本プランSection . Bを参照のこと。

- (注1) 本新株予約権の目的となる株式は、新規発行株式、自己株式、又は公開市場において取得した株式を使用する予定である。
- (注2) 株式分割、株式配当、資本再編、株式併合、株式交換又は種類単位で発行済普通株式に影響を及ぼす、当社がその対価を受領しないその他の変更として、普通株式に対する変更が行われる場合、本プランに基づく利益の希薄化及び拡大を防ぐため、(i)本プランに基づき発行可能な有価証券の最大数及び種類、(ii)一購入日においてプラン参加者1名につき購入可能な、有価証券の最大合計数及び種類、及び、(iii)本プランに基づきいずれかの一購入日において全プラン参加者が購入可能な、有価証券の最大合計数及び種類、及び、(iv)各々の発行済購入権に基づき有効な有価証券の数及び種類並びに1株あたりの価格について、適切な調整が行われる。
- (注3) プラン参加者は、購入日において、適用される購入期間中に積み立てた拠出金(但し、1暦年中の1人当たりの購入額は25,000米ドルを上限とする。)を用いて、(1)募集期間開始日における普通株式の公正市場価格、又は、(2)購入日における普通株式の公正市場価格のいずれか少ない額の85%に等しい購入価格により、当社普通株式を購入することができる。したがって、本届出書提出日現在、「新株予約権の目的となる株式の数」は確定していない。そこで、便宜上、「新株予約権の目的となる株式の数」は、適用される募集/購入期間における拠出金の最大見込額(1人当たりの年間最大購入額である21,250米ドル(25,000米ドルの85%)を拠出したと仮定した場合の金額)4,207,500米ドル(458,449,200円)を、2020年4月6日の当社普通株式のNASDAQにおける終値39.60米ドル(4,315円)の85%の値(33.66米ドル(3,668円))で除することにより算出した。
- (注4) 上記「新株予約権の行使時の払込金額」は未定である(注3参照)。そこで、説明の便宜上、2020年4月6日におけるNASDAQにおける当社普通株式の終値39.60米ドル(4,315円)の85%の価格(33.66米ドル(3,668円))とした。なお、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」中の「発行価格」も同様に算出した。
- (注5) 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は未定である(注3参照)。そこで、説明の便宜上、募集/購入期間におけるプラン参加者による拠出金の最大見込額とした。
- (注6) 購入日において、本新株予約権は全て自動的に行使される。

#### (摘要)

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランの目的は、内国歳入法第423条の要件を充足するように設計された、給与天引きによる従業員株式購入制度への参加を通じて当社に対する所有持分を取得する機会を適格な従業員に提供することにより、当社の利益を増進することにある。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

条件等は本プラン及び本プラン管理者の定める所定のオンライン登録フォームに記載されている。

提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし。

提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがある場合にはその内容

該当事項なし。

その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし。

新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当

本新株予約権は、本新株予約権の購入日である2020年11月30日において、全て自動的に行使される。

いかなるプラン参加者も、本プランに基づく購入権の対象となる当社普通株式に関して、当社普通株式が購入され、プラン参加者へ又はプラン参加者のための口座に交付されるまで、いかなる議決権、配当権又はその他の株主の権利を有しないものとする。

本新株予約権の行使及び株券の交付により当社の株主となったプラン参加者は、当社の他の株主と同様に、取締役会がその裁量において、プラン参加者が当該株式を保有している間に生じる基準日とともに宣言する配当を受領することができる。

株券の交付

各購入日後、事務手続的に実行可能な限り速やかに、当社は、プラン参加者のために購入された株式を表章する株券を当社の指定するブローカーの口座（プラン参加者のために維持されている）に直接預け入れられ、その後の株式の売却を容易にするために「ストリートネーム」で保管される。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
4,207,500米ドル (458,449,200円) (注)	0米ドル (0円)	4,207,500米ドル (458,449,200円) (注)

(注) 当該金額は、日本における全適格従業員が本プランに参加し、1人当たりの最大購入額である、購入期間における自己の本給与の10%を拠出した（但し、21,250米ドルの年間上限額を超えない範囲。）と仮定した場合の金額と仮定した場合の見込額である。

(2) 【手取金の使途】

株式購入権の行使によって得られる差引手取総額の概算額4,207,500米ドル（458,449,200円）は、設備投資及び業務運営上の経費支払を含むがそれに限定されない一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。



## 第2【売出要項】

該当事項なし。

### 【募集又は売出しに係る特別記載事項】

本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

本届出書に基づく募集の対象である本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)と同一の種類の新株予約権の募集が、本邦以外の地域で並行して開始される予定である。以下は、かかる募集の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を記載したものである。

#### 1. 新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)について

##### (1) 有価証券の種類及び銘柄

新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

当該価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

適格従業員は、本プランへの加入手続を行い、各購入期間中に当該適格従業員に支給される本給与(本プランに定義される。)の1%から10%の給与天引きによる積立金(以下「拠出金」という。)を拠出することで、本プランの参加者となることができる。本プランの各々の募集期間は、当該募集期間の開始日前に本プラン管理者が決定する24ヶ月を超えない期間とする。募集期間は、本プランの存続期間中の各年の6月と12月の第1営業日に半年ごとに開始する。本募集の購入期間は、2020年6月1日に開始し、2020年11月30日に終了する。プラン参加者は、適用のある購入期間にプラン参加者が承認した給与天引きによる拠出金を用いて、(1)募集期間開始日における普通株式の公正市場価格、又は、(2)購入日における普通株式の公正市場価格のいずれか少ない額の85%に相当する購入価格(以下「購入価格」という。)により、当社普通株式を購入することができる。但し、プラン参加者は、(i)ある暦年において、本プランに基づき、株式購入権の付与時において25,000米ドルを超える公正市場価格を有する当社の普通株式を購入する権利を付与される、又は、(ii)募集期間中に当社の普通株式を1,500株を超えて購入することはないものとする。全プラン参加者が、1人当たりの最大購入額である21,250米ドル(25,000米ドルの85%)を拠出したと仮定した場合、本募集にかかわる購入期間(自2020年6月1日至2020年11月30日)における拠出金の最大見込額は、226,100,000米ドル(24,635,856,000円)となる。「新株予約権の目的となる株式の数」は、上記拠出金の最大見込額を、当社普通株式のNASDAQにおける1株当たりの終値の85%で除することにより算出される。本届出書においては、便宜上、2020年4月6日の終値39.60米ドル(4,315円)の85%の値(33.66米ドル(3,668円))を使用した。なお、本プランへの参加の選択及び拠出率の承認に関して、各プラン参加者は、本プラン管理者が規定する手続に従うものとする。

本プランでは、下記で算出される新株予約権の行使価額が下落した場合、新株予約権の行使により発行される株式数は増加する。なお、行使価額の下落によって、新株予約権の行使による資金調達額が減少するものではない。

本プランにおいて、行使価額とは、(1)募集期間開始日における普通株式の公正市場価格の85%、又は、(2)購入日における普通株式の公正市場価格の85%のいずれか少ない額に相当する価格をいう。

本プランに基づき発行される普通株式数は、最大で67,700,000株である。

本プランの目的は、内国歳入法第423条の要件を充足するように設計された、給与天引きによる本プランへの参加を通じて当社に対する所有持分を取得する機会を適格な従業員に提供することにより、当社の利益を増進することにある。

(2) 新株予約権の内容等

(イ) 発行数

6,717,171株(見込数)

(発行数は、本新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。)

(注) 本届出書の提出日現在、拠出額及び購入期間(自2020年6月1日至2020年11月30日)に係る行使価額は定まっていない。したがって、全プラン参加者が1人当たりの最大購入額である21,250米ドル(25,000米ドルの85%)を拠出したと仮定した場合、本募集にかかわる購入期間(自2020年6月1日至2020年11月30日)における拠出金の最大見込額は、226,100,000米ドル(24,635,856,000円)となる。「新株予約権の目的となる株式の数」は、上記拠出金の最大見込額を、当社普通株式のNASDAQにおける1株当たりの終値の85%で除することにより算出される。本届出書においては、便宜上、2020年4月6日の終値39.60米ドル(4,315円)の85%の値(33.66米ドル(3,668円))を使用した。なお、本プランへの参加の選択及び拠出率の承認に関して、各プラン参加者は、本プラン管理者が規定する手続に従うものとする。

(ロ) 発行価格

0米ドル(0円)

(ハ) 発行価額の総額

0米ドル(0円)

(二) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1. 種類 当社普通株式(額面0.001米ドル)

(注) 本新株予約権の目的となる株式は、新規発行株式、自己株式、又は公開市場において取得した株式を使用する予定である。

(注) 株式分割、株式配当、資本再編、株式併合、株式交換又は種類単位で発行済普通株式に影響を及ぼす、当社がその対価を受領しないその他の変更として、普通株式に対する変更が行われる場合、本プランに基づく利益の希薄化及び拡大を防ぐため、(i)本プランに基づき発行可能な有価証券の最大数及び種類、(ii)一購入日においてプラン参加者1名につき購入可能な、有価証券の最大合計数及び種類、及び、(iii)本プランに基づきいずれかの一購入日において全プラン参加者が購入可能な、有価証券の最大合計数及び種類、及び、(iv)各々の発行済購入権に基づき有効な有価証券の数及び種類並びに1株あたりの価格について、適切な調整が行われる。

2. 内容 該当事項なし

3. 新株予約権の目的となる株式数 6,717,171株(見込数)

(注) 株式分割、株式配当、資本再編、株式併合、株式交換又は種類単位で発行済普通株式に影響を及ぼす、当社がその対価を受領しないその他の変更として、普通株式に対する変更が行われる場合、本プランに基づく利益の希薄化及び拡大を防ぐため、(i)本プランに基づき発行可能な有価証券の最大数及び種類、(ii)一購入日においてプラン参加者1名につき購入可能な、有価証券の最大合計数及び種類、及び、(iii)本プランに基づきいずれかの一購入日において全プラン参加者が購入可能な、有価証券の最大合計数及び種類、及び、(iv)各々の発行済購入権に基づき有効な有価証券の数及び種類並びに1株あたりの価格について、適切な調整が行われる。

(注) 本届出書の提出日現在、拠出額及び購入期間(自2020年6月1日至2020年11月30日)に係る行使価額は定まっていない。したがって、全プラン参加者が1人当たりの最大購入額である21,250米ドル(25,000米ドルの85%)を拠出したと仮定した場合、本募集にかかわる購入期間(自2020年6月1日至2020年11月30日)における拠出金の最大見込額は、226,100,000米ドル(24,635,856,000円)となる。「新株予約権の目的となる株式の数」は、上記拠出金の最大見込額を、当社普通株式のNASDAQにおける1株当たりの終値の85%で除することにより算出される。本届出書においては、便宜上、2020年4月6日の終値39.60米ドル(4,315円)の85%の値(33.66米ドル(3,668円))を使用した。なお、本プランへの参加の選択及び拠出率の承認に関して、各プラン参加者は、本プラン管理者が規定する手続に従うものとする。

(ホ) 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権 1個あたり33.66米ドル(3,668円)(見込額)

新株予約権の行使の払込金額の総額 226,100,000米ドル(24,635,856,000円)

(注) 株式分割、株式配当、資本再編、株式併合、株式交換又は種類単位で発行済普通株式に影響を及ぼす、当社がその対価を受領しないその他の変更として、普通株式に対する変更が行われる場合、本プランに基づく利益の希薄化及び拡大を防ぐため、(i)本プランに基づき発行可能な有価証券の最大数及び種類、(ii)一購入日においてプラン参加者1名につき購入可能な、有価証券の最大合計数及び種類、及び、(iii)本プランに基づきいずれかの一購入日において全プラン参加者が購入可能な、有価証券の最大合計数及び種類、及び、(iv)各々の発行済購入権に基づき有効な有価証券の数及び種類並びに1株あたりの価格について、適切な調整が行われる。

(注) 本届出書の提出日現在、拋出額及び購入期間(自2020年6月1日至2020年11月30日)に係る行使価額は定まっていない。したがって、全プラン参加者が1人当たりの最大購入額である21,250米ドル(25,000米ドルの85%)を拋出したと仮定した場合、本募集にかかわる購入期間(自2020年6月1日至2020年11月30日)における拋出金の最大見込額は、226,100,000米ドル(24,635,856,000円)となる。「新株予約権の目的となる株式の数」は、上記拋出金の最大見込額を、当社普通株式のNASDAQにおける1株当たりの終値の85%で除することにより算出される。本届出書においては、便宜上、2020年4月6日の終値39.60米ドル(4,315円)の85%の値(33.66米ドル(3,668円))を使用した。なお、本プランへの参加の選択及び拋出率の承認に関して、各プラン参加者は、本プラン管理者が規定する手続に従うものとする。

(ヘ) 新株予約権の行使期間

2020年11月30日

(ト) 新株予約権の行使の条件

本プランSection 及び を参照のこと。

(チ) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

0.001米ドル(0.1円)

(リ) 新株予約権の譲渡に関する事項

本プランSection .Kを参照のこと。

(3) 発行方法

当社又は当社の子会社の従業員で、本プランの規定に基づく参加適格従業員約10,640名に対する付与

(4) 引受人の氏名又は名称

該当事項なし

(5) 募集を行う地域

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、韓国、レバノン、ルクセンブルク、マレーシア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、フィリピン、カタール、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、アラブ首長国連邦、イギリス、アメリカ合衆国

(6) 新規発行による手取金の額及び使途

ア. 新株予約権の行使により発行される株式の手取金の額

226,100,000米ドル(24,635,856,000円)

イ． 新株予約権の行使により発行される株式の手取金の使途

株式購入権の行使によって得られる差引手取総額の概算額226,100,000米ドル(24,635,856,000円)は、設備投資及び業務運営上の経費支払を含むがそれに限定されない一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(7) 発行年月日

2020年6月1日

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし

(9) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項

ア．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランの目的は、内国歳入法第423条の要件を充足するように設計された、給与天引きによる従業員株式購入制度への参加を通じて当社に対する所有持分を取得する機会を適格な従業員に提供することにより、当社の利益を増進することにある。

イ．当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当

予定先との間で締結する予定の取決めの内容条件等は本プラン及び本プラン管理者の定める所定のオンライン登録フォームに記載されている。

ウ．提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容

該当事項なし。

エ．提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決め

がある場合にはその内容

該当事項なし。

オ．その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし。

(10) 第三者割当の場合の特記事項

該当事項なし。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

## 第4【その他】

### 1【法律意見】

当社の上席副社長、ジェネラルカウンセル・アンド・セクレタリーであるマシュー・ノールトン・フォーセット氏より以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (i) 当社は、デラウェア州法に基づく会社として適法に設立され、有効に存続している。
- (ii) 当社は、本有価証券届出書の記述に従い、適法に新株予約権証券の募集を行うことができる。
- (iii) 本有価証券届出書に含まれるアメリカ合衆国及びデラウェア州の法規制に関する記載はすべての重要な点において正確である。
- (iv) 当社による、又は当社のための本有価証券届出書（その訂正届出書を含む）の関東財務局長に対する提出は、適法に授權されている。
- (v) 当社を代理して、また当社のために本有価証券届出書（その訂正届出書を含む）を作成し、日本国関東財務局長に提出することその他本プランに基づく日本における新株予約権証券の募集の届出に関する一切の行為につき、石川耕治、久保田智史及び今村龍矢の各氏は、各々個別に、当社により当社の日本における代理人として適法に指名されている。

## 2【その他の記載事項】

目論見書「第一部証券情報」、「第4.その他」に、以下に掲げる「ネットアップ・インク従業員株式購入制度2019年7月26日付修正」の訳文を掲げる。

（和訳）

### ネットアップ・インク 従業員株式購入制度 2019年7月26日付修正

#### I. 本プランの目的

本従業員株式購入制度は、歳入法第423条の要件を充足するように設計された、給与天引きによる従業員株式購入制度への参加を通じて当社に対する所有持分を取得する機会を適格な従業員に提供することにより、NetApp, Inc.の利益を増進することを目的としている。

本書の定義語は、添付の附属書において定める意味を有するものとする。

2001年8月に改訂された本プランの一部の規定（以下「2001年度改訂」という。）は、2001年12月3日に開始された募集期間をもって効力を発生し、それより前は効力及び効果を有していなかった。

本書に記載する全ての株式番号は、(i) 1997年12月19日に実施された普通株式の1対2の株式分割、(ii) 1998年12月22日に実施された普通株式の1対2の株式分割、(iii) 1999年12月21日に実施された普通株式の1対2の株式分割、及び、(iv) 2000年3月23日に実施された普通株式の1対2の株式分割を反映している。

#### II. 本プランの管理

本プラン管理者は、本プランに基づく別々の募集を指定することを含め、歳入法第423条の要件を遵守するために自身が必要と考えるおりに、本プランの規定を解釈し、本プランの管理に係る規則及び規程を採択する包括的な権限を有するものとする。本プラン管理者は、上記の一般原則に制限を与えることなく、参加資格、いずれの報酬が本給与の資格を充足するかについての決定、参加者が本プランに基づき付与された購入権を行使するための資金調達に関し行うことを当社が許容する給与天引きその他の追加の支払の取扱、本プランに対する拠出（給与天引き以外の形式を含むがこれに限られない）、拠出額を保有する銀行又は信託口座の設定、利息の支払、現地通貨の換算、給与税の支払義務、受益者指定要件の決定、源泉徴収手続及び適用される地域の要件によって異なる株券の取扱について、規則及び手続を採用する権限を明示的に与えられている。さらに、本プラン管理者は、株主の承諾なしにかつ第X.A条を制限することなしに、募集期間を変更し、別の募集を指定し、募集期間中における天引き額の変更の頻度及び/又は回数に上限を設け、米ドル以外の通貨で天引きされた額に適用される換算率を設定し、適切に記入された天引きの選択の処理における当社の遅延又は誤りを調整するために、参加者が指定する額を上回る額の給与天引きを許可し、各参加者に係る普通株式の購入に充当される額が拠出額に適切に対応していることを確認するために合理的な待機及び調整期間及び/又は会計・入金手続を設定し、本プラン管理者が独自の裁量で望ましいと決定する、本プランに即した、その他の制限若しくは手続を設定する権利を有するものとする。

本プラン管理者の決定は、本プランに対し利害を有する全ての当事者に対し最終的であり、拘束力を有するものとする。

### III. 本プランの対象となる株式

- A. 本プランの下で購入可能な株式は、発行可能であるが未発行である又は再取得された普通株式とし、公開市場で購入される普通株式を含む。本プランの期間中に発行可能な普通株式の最大株式数は、67,700,000株以下とし、以下を含む。(i) 1998年8月11日に取締役会が授権し、1998年10月8日に株主が承認した1,600,000株の増加、(ii) 1999年8月17日に取締役会が授権し、1999年10月26日に株主が承認した1,000,000株の増加、(iii) 2001年8月9日に取締役会が授権し、2001年10月18日開催の2001年度年次総会で株主が承認した3,000,000株の増加、(iv) 2002年7月2日に取締役会が授権し、2002年8月29日開催の2002年度年次総会で株主が承認した2,400,000株の増加、(v) 2003年6月12日に取締役会が授権し、2003年9月2日開催の2003年度年次総会で株主が承認した1,000,000株の増加、(vi) 2004年7月7日に取締役会が授権し、2004年9月2日開催の2004年度年次総会で株主が承認した1,300,000株の増加、(vii) 2005年7月1日に取締役会が授権し、2005年8月31日開催の2005年度年次総会で株主が承認した1,500,000株の増加、(viii) 2006年7月10日に取締役会が授権し、2006年8月31日開催の2006年度年次総会で株主が承認した1,600,000株の増加、(ix) 2007年7月13日に取締役会が授権し、2007年9月19日開催の2007年度年次総会で株主が承認した1,600,000株の増加、(x) 2008年7月11日に取締役会が授権し、2008年9月2日開催の2008年度年次総会で株主が承認した2,900,000株の増加、(xi) 2009年8月17日に取締役会が授権し、2009年10月14日開催の2009年度年次総会で株主が承認した6,700,000株の増加、(xii) 2010年7月13日に取締役会が授権し、2010年8月31日開催の2010年度年次総会で株主が承認した5,000,000株の増加、(xiii) 2011年7月14日に取締役会が授権し、2011年8月31日開催の2011年度年次総会で株主が承認した3,500,000株の増加、(xiv) 2012年7月18日に取締役会が授権し、2012年8月31日開催の2012年度年次総会で株主が承認した5,000,000株の増加、(xv) 2013年7月31日に取締役会報酬委員会が（取締役会より委任された権限に基づき）授権し、2013年9月13日開催の2013年度年次総会で株主が承認した5,000,000株の増加、(xvi) 2014年7月23日に取締役会が授権し、2014年9月5日開催の2014年度年次総会で株主が承認した5,000,000株の増加、(xvii) 2015年7月24日に取締役会報酬委員会が（取締役会より委任された権限に基づき）授権し、2015年9月11日開催の2015年度年次総会で株主が承認した5,000,000株の増加、(xviii) 2016年7月30日に取締役会が取締役会報酬委員会の提案にしたがい承認し、2016年9月15日開催の2016年度年次総会で株主が承認した2,500,000株の増加、(xix) 2017年7月17日に取締役会が承認し、2017年9月14日開催の2017年度年次総会で株主が承認した2,500,000株の増加、(xx) 2018年7月19日に取締役会が取締役会報酬委員会の提案にしたがい承認し、2018年9月13日開催の2018年度年次総会で株主が承認した2,000,000株の増加、及び、(xxi) 2019年7月26日に取締役会が取締役会報酬委員会の提案にしたがい承認した2,000,000株の増加。
- B. 株式分割、株式配当、資本再編、株式併合、株式交換又は種類単位で発行済普通株式に影響を及ぼす、当社がその対価を受領しないその他の変更を理由として、普通株式に対する変更が行われる場合、本プランに基づく利益の希薄化及び拡大を防ぐため、(i) 本プランに基づき発行可能な有価証券の最大数及び種類、(ii) 一購入日において参加者1名につき購入可能な有価証券の最大数及び種類、(iii) 本プランに基づきいずれかの一購入日において全参加者が購入可能な、有価証券の最大合計数及び種類、及び、(iv) 各々の発行済購入権に基づき有効な有価証券の数及び種類並びに1株あたりの価格について、適切な調整が行われる。

#### IV. 募集期間

- A. 本プランに基づく普通株式購入の募集は、一連の重複する募集期間において行われ、(i) 本プランに基づき発行可能な普通株式の最大株式数が購入された時、又は、(ii) 本プランがそれより前に終了された時、まで継続する。
- B. 各々の募集期間は、当該募集期間の開始日前に本プラン管理者が決定する(24ヶ月を超えない)期間とする。募集期間は、本プランの存続期間中の各年の6月と12月の第1営業日に、半年ごとに開始する。したがって、2001年改訂が存在する各暦年においては、2つの別々の募集期間が開始されるものとする。但し、2001年改訂に基づく当初募集期間は、2001年12月第1営業日に開始され、2003年11月の最終営業日に終了するものとする。

**注:** 2001年12月3日までは、本プランに基づく普通株式の募集は、一連の連続する募集期間によって行われており、それぞれの最長期間は24ヶ月であった。かかる最後の募集期間は、1999年12月第1営業日に開始され、2001年11月30日に終了した。

- C. 各々の募集期間は、一又は複数の連続する一連の購入期間によって構成される。購入期間は、各年6月第1営業日から同年11月最終営業日までの期間と、各年12月第1営業日から翌年5月最終営業日までの期間とする。
- D. 2001年12月3日以降に開始された募集期間において、いずれかの購入日における普通株式の1株あたり公正市場価額が、当該募集期間開始日の普通株式1株あたり公正市場価額を下回る場合、当該募集期間に参加する者は、自らに代わり当該購入日に普通株式が購入された後直ちに、当該募集期間から移行し、当該購入日の後に開始される翌募集期間に自動的に登録されるものとする。

#### V. 参加資格

- A. 本プラン上の募集期間の開始日において適格従業員である者は、当該開始日に(第V.B条の規定に服することとして)当該募集期間に参加することができる。但し、本プラン管理者はその裁量によって随時、将来の募集期間における全ての購入権に係る募集期間の開始日より前に、将来の募集期間の参加に関して、参加者の雇用日から2年を超えない待機期間を(統一的にかつ裁量によらずに)設定することができる。なお、適格従業員は、同時にひとつの募集期間のみに参加することができる。米国以外の地域の国民又は居住者である従業員は、当該従業員の参加が適用される地域の法によって禁止される場合、又は、適用される地域の法の遵守が、本プラン若しくは本募集の歳入法第423条への違反を招くと思われる場合、本プラン又は本募集に参加することができない場合がある。
- B. 第IV.D条に別段の規定がある場合を除き、適格従業員は、本プランの特定の募集期間に参加するために、本プラン管理者が統一的かつ裁量によらずに定めるオンライン登録手続を完了するか、又は、本プラン管理者が定める形式の登録フォーム(株式購入契約及び給与天引き承諾フォームを含む)に記入し、該当する募集期間開始日又は本プラン管理者が統一的かつ裁量によらずに当該募集期間以前に設定する日の7営業日前までに、本プラン管理者(又はその被指定者)に提出しなければならない。



## VI. 給与天引き

- A. 普通株式を募集期間中に取得することを目的として参加者が同意する給与天引きは、当該募集期間中の各購入期間中に当該参加者に支給される本給与の1%の倍数であるものとし、最大10%とする。参加者が前文により承諾する給与天引きの比率は、当該比率が以下のガイドラインに従って変更される場合を除き、募集期間中引き続き有効であるものとする。
- (i) 参加者は、募集期間中いつでも、給与天引きの比率を引き下げ、本プラン管理者に適切なフォームを提出した後可能な限り速やかに実施することができる。但し、参加者は、一購入期間につき2回以上の引き下げを実施することはできない。
  - (ii) 参加者は、募集期間中において新しい購入期間が始まる前に、本プラン管理者に適切なフォームを提出することにより、給与天引きの割合を引き上げることができる。変更後の比率(最大10%を超えないものとする)は、当該フォーム提出後の最初の購入期間の開始日に効力を発生するものとする。
- B. 参加者を代理して行われる給与天引きは、参加者が登録した募集期間開始日の後の最初の給与支払日に開始され、(参加者によってそれより前に終了されないかぎり)当該募集期間の最終日とともに終了する又はその直前の給与支払日まで継続する。前記の方法によって徴収された金額は、本プランに基づく参加者の帳簿に貸記されるものとするが、利息は、当社が決定するとおり、適用法によって要求される場合を除き、当該口座の随時の残高については支払われないものとするが、要求される場合は、米財務省規則 セクション1.423-2(f)で別途許可される場合を除き、当該募集の全ての参加者に適用される。参加者から徴収した額は、分別勘定又は信託資金に保有しないものとし、当社の一般資産と混蔵して一般的な法人目的のために使用することができるが、但し、適用される地域の法によって、参加者から徴収した額を当社の一般的な法人資金から分離する又は米国以外の地域の参加者に関して独立の第三者に預託することが要求される募集においては、この限りではない。
- C. 給与天引きは、参加者が募集期間から脱退したとき、又は、当該参加者の購入権が本プランの規定に基づき終了したとき、自動的に終了するものとする。
- D. 参加者が本プラン上のいずれかの購入日に普通株式を取得しても、同一の又は異なる募集期間内の爾後の購入日において、当該参加者による普通株式の取得が制限され、又は、要求されることはないものとする。
- E. 本プラン管理者は、当該募集期間中に参加者が同意した給与天引きが、基本給又は本給与の比率として計算されるかどうかを決定する裁量権を有するものとし、かかる権限は、本プランに基づく募集期間開始日の前に行使可能である。

## VII. 購入権

- A. **購入権の付与** 参加者は、自らが登録した各々の募集期間に関して別々の購入権を付与されるものとする。購入権は、当該募集期間の開始日に付与されるものとし、当該募集期間中に、以下に定める条件により、一連の連続した分割払いで普通株式を購入する権利を参加者に与えるものとする。参加者は、本プラン管理者が望ましいと考える（本プランと矛盾しない）条件及び他の規定を具体化した株式購入契約を締結するものとする。本プランの目的上、本プラン管理者は、適格従業員が参加する、本プラン上の別々の募集（その条件は同一であることを要しない）を、かかる各々の募集の適用される募集期間の日付が同一であったとしても、指定することができる。

適格従業員が、購入権を付与された直後に、当社又は当社関係会社の全ての種類株式の総議決権若しくは総額の5%以上を有する株式の発行済オプションその他の権利を所有（歳入法第424条(d)で意義する範囲で）又は保有することとなる場合、いかなる場合も、当該適格従業員に対し、本プランに基づく購入権は付与されない。

- B. **購入権の行使** 各々の購入権は、募集期間中の連続する各購入日に分割払いで自動的に行使されるものとし、普通株式はそれに応じて当該各購入日に各参加者に代わって購入されるものとする。かかる購入は、当該購入日に終了する購入期間に係る参加者の給与天引き額を、当該参加者について当該購入日に有効な購入価格での普通株式の単位株の購入に充当することによって実施される。
- C. **購入価格** 参加者が登録した特定の募集期間中に当該参加者に代わり普通株式を購入する際の一株あたり購入価格は、(i)募集期間開始日における普通株式の公正市場価額、又は、(ii)当該購入日における普通株式の一株あたり公正市場価額のうち、低い方の85%に等しいものとする。
- D. **購入可能株式数** 参加者が登録した特定の募集期間中の各購入日に参加者が購入可能な普通株式の株式数は、当該購入日に終了する購入期間中の給与天引きによって参加者から徴収した額を、当該参加者に関して当該購入日につき有効な購入価格で除して得られる整数の株式数とする。但し、いずれかの一購入日において参加者一人につき購入可能な普通株式の最大数は、1,500株を超えないものとし、当社の資本構成に変更があった場合、定期的調整に服するものとする。但し、本プラン管理者は、購入期間中の各購入日について、当該特定の募集期間に登録する参加者一人につき購入可能な株式数及び全参加者が購入可能な株式総数の上限を引き上げ、引き下げ又は実施する裁量的権限を有するものとし、かかる権限は、本プランに基づく募集期間の開始前に行使することができる。
- E. **給与天引余剰金** 普通株式の単位株を購入するのに十分でないため、いずれかの購入日に普通株式の購入に適用されない給与天引き額は、各購入日後すみやかに、参加者に返金されるものとする。

- F. **給与天引きの停止** 参加者が、第VIII条に定める制限が生じたことを理由に、自身が登録した募集期間中の一又は複数の購入日において追加の普通株式を購入することができない場合、当該参加者について、当該購入日に関してそれ以上の給与天引きは行われぬものとする。当該給与天引きの停止は、参加者が登録する募集期間中の当該参加者の購入権を停止するものではなく、当該参加者が第VIII条に定める累積制限を遵守したうえで再度当該募集期間中に株式を購入することができるようになった際に、給与天引きは、当該参加者に代わって自動的に再開されるものとする。
- G. **募集期間からの脱退** 以下の規定は、参加者の本プラン上の募集期間からの脱退に適用される。
- (i) 参加者は、募集期間中いつでも又は次回の定期購入日の7営業日前までに(こうした時期に関する制限が、適用される法域の法に基づき禁止されていないかぎり)、本プラン管理者が定める統一かつ裁量によらない基準に基づくオンライン脱退プロセスを完了することによって、又は、本プラン管理者(又はその被指定者)に適切なフォームを提出することによって、登録する募集期間から脱退することができ、当該募集期間に関しては、当該参加者についてそれ以上の給与天引きは行われぬものとする。但し、本プラン管理者はその裁量によって随時、将来の募集期間に係る全ての購入権について、募集期間の開始日より前に、本プランからの有効な脱退に関して別の日を(統一かつ裁量によらない基準で)設定することができる。かかる脱退が適時に行われた購入期間中に徴収された給与天引きの額は、可能なかぎりすみやかに返金されるものとし、次回の購入日に当該参加者の代わりに株式の購入は行われぬものとし、かかる脱退が適時に行われなかった場合、適用される地域の法に服することとして、購入期間中に徴収された給与天引き額は、次回購入日に、当該参加者に代わって株式を購入するために使用される。
- (ii) 参加者の募集期間からの脱退は、取消不能であるものとし、参加者は以後、当該募集期間に再度参加することはできない。その後の募集期間について参加を再開するには、当該募集期間の開始日又は当該募集期間について本プラン管理者が第V条に従い決定する日の7営業日前までに(本プラン管理者が定める方法でオンラインの脱退プロセスを完了することによって、又は、所定の登録フォームを期限までに提出することによって)本プランに再登録しなければならない。

- H. **適格従業員の地位の終了** 参加者の購入権が有効である期間中に、当該参加者が理由(死亡、障害又は地位の変更を含む)の如何を問わず適格従業員ではなくなった場合、当該購入権は直ちに解除されるものとし、購入権が解除された購入期間に係る参加者の全ての給与天引き額は、直ちに返金されるものとする。参加者の購入権は、終了期間(例、ガーデンリーブ等)通知の間は、参加者が当社に実際に役務を提供しているかどうかにかかわらず、当該通知に記載された参加者の雇用終了の効力発生日まで、終了しないものとする。但し、参加者が、承認された無給の休暇を理由に役務を提供しなくなる場合、当該購入期間に関してその日までに参加者の代わりに行われた全ての給与天引きから脱退する権利を有するものとし、この権利は、当該休暇が開始する購入期間の7営業日前までに(かかる時間的制限が適用される地域の法に基づき禁止されないかぎり)行使することができる。但し、当該休暇中はいかなる場合も、当該参加者の代わってそれ以上の給与天引きは行われないものとするが、当該参加者が休暇に入る前に提供した役務について当該休暇中に支払われた額については、当該参加者の代わりに給与天引きが行われる場合がある。参加者が、(i)当該休暇の開始後3ヶ月以内に、又は、(ii)当該参加者が当社によって再雇用される権利が制定法又は契約によって保証される、それより長い期間が満了する前に、役務に復帰したとき、本プランに基づく当該参加者の給与天引きは、参加者が復帰前に本プランから脱退しないかぎり、当該休暇の開始時において有効な比率で自動的に再開される。適用される期間より長い休暇の後に雇用に戻り復職する者は、本プランへの爾後の参加に関しては新従業員として取り扱われるものとし、該当する募集期間の開始日又は参加者が登録を希望する募集期間について本プラン管理者が第V条に従い決定する日の7営業日前までに(本プラン管理者が定める方法でオンライン登録プロセスを完了することによって、又は、所定の登録フォームを期限までに提出することによって)本プランに再登録しなければならない。
- I. **支配変更** 未行使の購入権はそれぞれ、支配変更の効力発生日の直前に、自動的に行使されるものとし、当該支配変更が発生する購入期間の各参加者の給与天引き額は、(i)支配変更の時点で参加者が登録する募集期間の開始日における普通株式一株あたり公正市場価額、又は、(ii)当該支配変更の効力発生日直前の普通株式の一株あたり公正市場価額のうち、低い方の85%に等しい一株あたり購入価格による、普通株式の単位株の購入に充当される。但し、参加者1名につき購入可能な普通株式数に適用される上限は引き続き、当該購入にも適用されるが、いずれかの一購入日に全参加者が購入可能な普通株式の総株式数に対する上限は適用されないものとする。
- 当社は、支配変更が発生する10営業日前までに書面で通知するよう最善の努力を行うものとし、参加者は、当該通知の受領後、当該支配変更の効力発生日までに未行使の購入権を終了する権利を有するものとする。
- J. **購入権の比例配分** いずれかの特定日に発行済の購入権に従って購入されることとなっている普通株式の総数が、(i)かかる日に全参加者によって購入可能な株式数の最大限度、又は、(ii)その時点で本プランに基づき発行可能な株式数、のいずれかを上回る場合、本プラン管理者は、利用可能な株式を、統一かつ裁量によらない基準で比例配分するものとし、各参加者の給与天引き額は、各人に比例配分された普通株式に関して支払うべき購入価格総額を超える場合その範囲で返還されるものとする。
- K. **譲渡性** 購入権は、参加者のみが行使することができ、参加者はこれを譲渡又は移転することはできないものとする。

- L. **株主の権利** 参加者は、自身の未行使の購入権の対象となる株式について、本プランの規定に従い自身の代わりに株式が購入され、自身が当該購入株式の登録保有者となるまで、株主権を有しないものとする。

## VIII. 累積的制限

- A. 参加者は、本プランに基づき発行された購入権に従い普通株式を取得する権利を、(i)本プランに基づき付与されるその他の権利によって生じる普通株式の購入権、及び(ii)当社又は当社関係会社のその他の(歳入法第423条で意義する範囲の)従業員株式購入制度に基づき発生する類似の権利と合算した場合において、当該権利が発行済である各暦年について、当該参加者が、当社又は当社関係会社の25,000米ドル相当額(当該権利が付与される日の一株あたり公正市場価額に基づき決定される)を超える株式を購入することが可能となる場合、当該権利を発生させることはできないものとする。
- B. 本プランに基づき付与される購入権に、かかる累積的制限を適用するため、以下の規定が効力を有するものとする。
- (i) 各々の未行使の購入権に基づき普通株式を取得する権利は、当該権利が引き続き未行使である募集期間中の連続する各購入日に分割して発生する。
- (ii) 未行使の購入権に基づき普通株式を取得する権利は、当該権利がいずれかの時点において未行使である各暦年につき25,000米ドル相当の普通株式(付与日の一株あたり公正市場価額に基づいて決定される)に等しい割合で、一又は複数の他の購入権に基づき普通株式を取得する権利を、参加者が同一暦年中に既に発生させている場合、発生しない。
- C. 上記の累積制限を理由に、参加者の購入権が、特定の購入期間において発生しない場合、参加者が当該購入権に関して当該購入期間中に行った給与天引きは、すみやかに返還されるものとする。
- D. 本条の規定と、本プラン又は本プランに基づき発行される文書の一若しくは複数の規定との間に齟齬がある場合、本条の規定が優先する。

## IX. 本プランの発効日及び期間

- A. 本プランは、1995年9月26日に取締役会が採択し、その後株主によって承認され、効力発生時に有効となった。
- B. 本プランは、1998年8月11日、本プラン上発行可能な普通株式数の最大数を1,600,000株増加するために取締役会によって修正された(以下、「1998年度修正」という。)。1998年度修正は、1998年度年次総会で株主によって承認された。
- C. 1999年8月17日、取締役会は本プランを修正し、(i)本プラン上発行可能な普通株式の最大数を1,000,000株増加し、(ii)本プランの一定の管理上の規定を修正した(以下、「1999年度修正」という。)。1999年度修正は、1999年10月26日、株主によって承認された。

- D. 2001年度改訂は、2001年8月9日、取締役会によって採択され、本プランについて以下の変更を実施した。すなわち、(i) 本プラン上発行可能な最大株式数を3,000,000株増加し、(ii) 各年において半年ごとに開始される一連の重複する24ヶ月間の募集期間を実施し、(iii) 当該各募集期間について半年ごとの購入日を設定し、(iv) 2001年11月30日より後のいずれかの一購入日において参加者一人あたり購入可能な普通株式の最大株式数を12,000株から1,500株に引き下げ、(v) 2001年11月30日より後のいずれかの一購入日において全参加者が購入可能な普通株式の総数を1,000,000株とし、(vi) 本プランの最大期間を、2011年5月最終営業日まで延期し、かつ、(vii) 本プランの管理を容易にするため、本プラン文書の一部の規定を修正した。2001年度改訂によって承認された3,000,000株の増加に基づいた、本プランに基づく購入権の行使及び普通株式の発行は、2001年年次株主総会において2001年度改訂が株主によって承認されるまで、行われなかった。
- E. 本プランは、2002年7月2日、本プラン上発行可能な株式数を2,400,000株増加するため、取締役会によって修正された(以下、「2002年度改訂」という。)。2002年度改訂は、2002年8月29日、株主によって承認された。
- F. 本プランは、2003年6月12日、本プラン上発行可能な株式数を1,000,000株増加するため、取締役会によって修正された(以下、「2003年度改訂」という。)。2003年度改訂は、2003年度年次総会で株主によって承認された。
- G. 本プランは、2004年7月7日、本プラン上発行可能な株式数を1,300,000株増加するために取締役会によって修正された(以下、「2004年度改訂」という。)。2004年度改訂は、2004年度年次総会で株主によって承認された。
- H. 本プランは、2005年7月1日、本プラン上発行可能な株式数を1,500,000株増加するために取締役会によって修正された(以下、「2005年度改訂」という。)。2005年度改訂は、2005年度年次総会で株主により承認された。
- I. 本プランは、2006年7月10日、本プラン上発行可能な株式数を1,600,000株増加するために取締役会によって修正された(以下、「2006年度改訂」という。)。2006年度改訂は、2006年度年次総会で株主により承認された。
- J. 本プランは、2007年7月13日、本プラン上発行可能な株式数を1,600,000株増加するために取締役会によって修正された(以下、「2007年度改訂」という。)。2007年度改訂は、2007年度年次総会で株主によって承認された。本プランは、2007年11月28日、いずれかの一購入日において全参加者が購入可能な普通株式の総数を1,500,000株に制限するため、取締役会報酬委員会によって修正された。
- K. 本プランは、2008年5月23日、全参加者がいずれかの一購入日に購入可能な普通株式の総数に対する制限を撤廃するため、取締役会報酬委員会によって修正された。
- L. 本プランは、2008年7月11日、本プラン上発行可能な株式数を2,900,000株増加するために取締役会によって修正された(以下、「2008年度改訂」という。)。2008年度改訂は、2008年度年次総会で株主により承認された。
- M. 本プランは、2009年8月17日、本プランに基づく発行可能株式数を6,700,000株増加するために取締役会によって修正された(以下、「2009年度改訂」という。)。2009年度改訂は、2009年度年次総会で株主により承認された。

- N. 本プランは、2010年7月13日、本プランに基づく発行可能株式数を5,000,000株増加し、参加資格要件を改定し、本プランの定期の満了日を撤廃するため、取締役会によって修正された(以下、「2010年度改訂」という。)。2010年度改訂は、2010年度年次総会で株主により承認された。
- O. 本プランは、2011年7月14日、本プランに基づく発行可能株式数を3,500,000株増加するために取締役会によって修正された(以下、「2011年度改訂」という。)。2011年度改訂は、2011年度年次総会で株主により承認された。
- P. 本プランは、2012年7月18日、本プランに基づく発行可能株式数を5,000,000株増加するために取締役会によって修正された(以下、「2012年度改訂」という。)。2012年度改訂は、2012年度年次総会で株主により承認された。
- Q. 本プランは、2013年4月16日、本プランへの登録及び脱退の時期並びに本プランへの参加の停止に係る管理上の変更を行うため、取締役会報酬委員会によって修正された。
- R. 本プランは、2013年7月31日、本プランに基づく発行可能株式数を5,000,000株増加するため、取締役会報酬委員会によって(取締役会より委任された権限にしたがい)修正された(以下、「2013年度改訂」という。)。2013年度改訂は、2013年度年次総会で株主により承認された。
- S. 本プランは、2014年6月26日、各購入日に単位株を購入するために使用しなかった拠出を、次回購入日に株式を購入する目的で保持するかわりに参加者に返還するため、取締役会報酬委員会によって修正された。本プランは、2014年7月23日、本プランに基づく発行可能株式数を5,000,000株増加するため、取締役会によって修正された(以下、「2014年度改訂」という。)。2014年度改訂は、2014年度年次総会で株主により承認された。
- T. 本プランは、2015年7月17日、購入権に関する終了規定を明確にするため、取締役会によって修正された。本プランは、2015年7月24日、本プランに基づく発行可能株式数を5,000,000株増加するために取締役会報酬委員会によって(取締役会より委任された権限に基づき)修正された(以下、「2015年度改訂」という。)。2015年度改訂は、2015年度年次総会で株主により承認された。
- U. 本プランは、2016年7月30日、本プランに基づく発行可能株式数を2,500,000株増加するため、取締役会報酬委員会の提案にしたがい、取締役会によって修正された(以下、「2016年度改訂」という。)。2016年度改訂は、2016年度年次総会で株主により承認された。
- V. 本プランは、2017年7月17日、本プランに基づく発行可能株式数を2,500,000株増加するため、取締役会によって修正された(以下、「2017年度改訂」という。)。2017年度改訂は、2017年度年次総会で株主により承認された。
- W. 本プランは、2018年7月19日、本プランに基づく発行可能株式数を2,000,000株増加するため、取締役会報酬委員会の提案にしたがい、取締役会によって修正された(以下、「2018年度改訂」という。)。2018年度改訂は、2018年度年次株主総会で株主により承認された。

- X. 本プランは、2019年7月26日、本プランに基づく発行可能株式数を2,000,000株増加するため、取締役報酬委員会の提案にしたがい、取締役会によって修正された(以下、「2019年度改訂」という。)2019年度改訂は、2019年度年次株主総会で株主により承認された。
- Y. 当社は、1933年法の全ての適用ある要件(本プランに基づき発行可能な追加の普通株式を証券取引委員会に提出するフォームS-8登録届出書によって登録することを含む)、当該株式に関して適用されるナスダック市場の全ての上場要件、及び、法令によって制定されたその他の全ての適用ある要件を遵守するものとする。
- Z. 本プランは、取締役会によって早期に終了されないかぎり、(i)本プランに基づき発行可能な全ての株式が、本プランに基づき行使される購入権にしたがい売却されているはずの日、又は、(ii)支配変更に関して全ての購入権が行使される日のうち、いずれかが先に到来した時点で終了するものとする。かかる終了後、本プランに基づく追加の購入権は付与又は行使されないものとし、追加の給与天引きの徴収は行われないものとする。

## X. 本プランの修正

- A. 取締役会はいつでも、本プランを変更、修正、停止、終了又は中止して、いずれかの購入期間終了後直ちに効力を発生させることができる。当社は、歳入法第423条(又は後継規則若しくは規定又はその他の適用される法令若しくは証券取引所規則)の規定を遵守するために必要な場合、株主の承認を要求される方法及び範囲で取得するものとする。但し、財務報告目的上、効力発生時に本プランに適用された財務会計規則がその後改正され、当該修正若しくは終了を行わない場合には報酬費用を認識しなければならなくなった場合、本プランは、本プランに基づく購入のために提供される普通株式に関して報酬費用を認識しないことを確保するために必要な範囲で、取締役会の行為に基づき直ちに修正又は終了することができる。

## XI. 総則

- A. 本プランの管理に際して発生する全ての費用及び経費は、当社が支払うものとする。但し、各プラン参加者は、本プランに基づき購入した株式の売却その他の処分において自身に発生する全てのコスト及び経費を負担するものとする。
- B. 本プランのいずれの規定も、当社又は当社関係会社における雇用を特定の期間継続する、又は、当社(又はかかる者を雇用する当社関係会社)若しくは参加者が、理由にかかわらず、正当な事由の有無にかかわらず、いつでも当該参加者の雇用を終了する権利(かかる権利はここに明示的に各人によって留保される)を妨げ若しくはその他の方法で制限する権利を、参加者に付与するものではない。
- C. 本プランの規定は、カリフォルニア州の抵触法の原則に依拠せずに、同州の法に準拠するものとする。



## 附属書

以下の定義が、本プランにおいて効力を有するものとする。

- A. **基本給**は、参加者が本プランに基づく一又は複数の募集期間に参加する間、一又は複数の参加会社が当該参加者に支払う定例の基本給を意味する。当該基本給は、(A) 所得又は雇用税の源泉徴収、又は、(B) 当社又は当社関係会社が現在又は爾後設定する、歳入法第401(k)条の給与繰延制度又は歳入法第125条のカフェテリア給付プログラムに対し、参加者が行う税引前拠出を控除する前に計算されるものとする。なお、以下に記載する報酬は、基本給に含まれないものとする：(i) 全ての残業代、賞与、コミッション（基本給同等物として機能するものを除く）、利益分配及び他のインセンティブ型支払、及び、(ii) 現在又は爾後設定される従業員給付又は福利厚生制度に基づき当社又は当社関係会社が参加者の代わりに行う一切の拠出（歳入法第401(k)条又は歳入法第125条の拠出を除く）。
- B. **取締役会**は、当社の取締役会を意味する。
- C. **本給与**は、(i) 本プランに基づく一又は複数の募集期間に参加者が参加する間、一又は複数の参加会社が当該参加者に支払う基本給に、(ii) 当該期間中に受け取った全ての残業代、賞与、コミッション、当期の利益分配及び他のインセンティブ型支払を加えたものを意味する。当該本給与は、(A) 所得又は雇用税の源泉徴収、又は、(B) 当社又は当社関係会社が現在又は爾後設定する歳入法第401(k)条の給与繰延制度又は歳入法第125条のカフェテリア給付プログラムに対し、参加者が行う税引前拠出を控除する前に計算されるものとする。但し、本給与は、現在又は爾後設定される従業員給付又は福利厚生制度に基づき当社又は当社関係会社が参加者の代わりに行う一切の拠出（歳入法第401(k)条又は歳入法第125条の拠出を除く）を含まないものとする。
- D. **支配変更**は、以下の取引によって実施される、当社の所有権又は支配の変更を意味するものとする。
- (i) 合併又は統合で、当社の発行済み有価証券の総議決権の過半数を有する有価証券が、当該取引の直前において当該有価証券を保有する者と異なる者に移転する取引
  - (ii) 当社の完全な清算又は解散における、当社資産の全部又は実質上全部の売却、譲渡その他の処分;又は
  - (iii) 当社又は当社を直接若しくは間接に支配する、その支配を受ける、当社と共通の支配下にある者以外の) 人又は集団が、当社の株主を直接の相手方として行う入札又は交換の申し入れにしたがい、当社の発行済み有価証券の総議決権の過半数を有する有価証券の（1934年法ルール13d-3で意義する範囲の）受益的所有権を直接又は間接に取得すること
- E. **歳入法**は、1986年内国歳入法（爾後の改正を含む）を意味する。
- F. **普通株式**は、当社の普通株式を意味する。
- G. **当社関係会社**は、現時点で存在するか爾後設立されるかにかかわらず、（歳入法第424条に従って決定される）当社の親会社又は子会社を意味する。

- H. **当社は**、適切な決議によって本プランを採択する、デラウェア州法人NetApp, Inc.及びNetApp, Inc. の資産又は議決権株式の全部又は実質的全部を承継する法人を意味する。
- I. **効力発生時は**、当社普通株式の新規公開に係る引受契約が締結され、最終価格が設定された時期を意味する。前記の効力発生時より後に参加法人となった当社関係会社は、その従業員 - 参加者に関してそれより後の効力発生時を指定するものとする。
- J. **適格従業員は**、歳入法第3401条(a)に基づく賃金として考慮される給与を対価として一暦年につき5ヶ月超にわたり週あたり20時間を超えて、又は、(適用される現地の法によって要求される場合)本プラン管理者が別の募集のために定めるそれより少ない週あたり労働時間及び/又は一年あたり労働月数にわたり役務を提供するとの見込みに基づき、参加会社によって雇用される者を意味するものとする。
- K. 関連する日付における普通株式一株あたりの**公正市場価額**は、以下の規定に従い決定されるものとする。
- (i) 当該普通株式がその時点においてナスダック市場で取引されている場合、その公正市場価額は、当該日において、全米証券業協会がナスダック市場又はその後継システムで報告し、ウォールストリートジャーナルで公表する普通株式一株の終値(売値)であるものとする。当該日に普通株式の終値(売値)がない場合、公正市場価額は、当該相場が存在する直前の日の終値(売値)とする
  - (ii) 当該普通株式がその時点において証券取引所に上場している場合、その公正市場価額は、当該日において、本プラン管理者が当該普通株式の主要市場であると決定する証券取引所における、当該取引所の株式相場表示テープに正式に表示され、ウォールストリートジャーナルに公表される普通株式一株の終値(売値)であるものとする。当該日に普通株式の終値(売値)がない場合、公正市場価額は、当該相場が存在する直前の日の終値(売値)とする
- L. **1933年法**は、1933年証券法(爾後の改正を含む)を意味するものとする。
- M. **募集**は、募集期間中に行使することができる、本プランに基づく購入権の募集を意味し、セクションVIIに詳述されている。本プランの目的上、本プラン管理者は、当該各募集の該当する募集期間の日が同一であったとしても、適格従業員が参加する本プランに基づき別々の募集を指定することができる(その条件は同一であることを要しない)。
- N. **参加者**は、本プランに事実上参加する、参加法人の適格従業員を意味する。
- O. **参加法人**は、当社、及び、取締役会によって本プランの利益を適格従業員に供与する権限を与えられる当社の関係会社を意味する。
- P. **本プラン**は、本書に定める、当社の従業員株式購入制度を意味する。
- Q. **本プラン管理者**は、本プランを管理するために取締役会が指名する2名以上の取締役から成る委員会を意味する。
- R. **購入日**は、各購入期間の最終営業日を意味する。

- S. **購入期間**は、募集期間内の連続する6ヶ月の各期間を意味し、その末日に各参加者に代わって普通株式の購入が行われる。
- T. **証券取引所**は、アメリカン証券取引所又はニューヨーク証券取引所のいずれかを意味する。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項なし。

### 第2【統合財務情報】

該当事項なし。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

## 第三部【追完情報】

### 第1 外国会社報告書の提出日以後生じた重要な事象

該当事項なし。

### 第2 外国会社報告書の提出日以後の資本金の増減

年月日	資本金（百万ドル）	
	増減額	残高
2019年4月26日	-	1,133
2019年10月25日	(561)	572
2020年1月24日	(251)	321

### 第3 外国会社報告書提出日以降における「事業等のリスク」に関する変更

以下に記載するものを除き、2019年8月23日提出の当社の外国会社報告書（以下「外国会社報告書」という。）及びその補足書類に記載されている「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「2 事業等のリスク」の内容は、本届出書提出日現在においても重要な変更はないものと判断している。また、以下の記載並びに本書に組み込まれる外国会社報告書及びその補足書類に含まれる将来に関する事項は、本届出書提出日現在において判断したものである。

#### **サプライチェーンの断絶により、当社の事業、営業成績および財務状況が著しく損なわれる可能性がある。**

当社は製品および部品を製造していない。代わりに、製品およびディスクドライブなどの重要な部品の製造に加えて関連する物流を他社に依存している。事業のこれらの要素に対する直接の責任または管理が不足し、当社の製造パートナーおよび供給業者の立地が海外に広がっているため、当社にとって重大なリスクとなっている。特に以下が重大である。

- ・ 当社製品または部品の品質、数量およびコストの管理能力が限定される。
- ・ 供給業者との拘束価格または購入契約の条件が市場レートを上回る可能性がある。
- ・ 顧客需要の変化に対応して製造量を調整する能力が限定される。
- ・ 当社が操業または所有していない施設での労働紛争および政情不安。
- ・ 地政学的な紛争により当社のサプライチェーンが断絶する。
- ・ 事業、法令順守、訴訟および財務上の懸念が、当社の供給業者、および当社の要求する数量、品質および方法で供給業者が製品を製造および出荷する能力に影響を及ぼす。
- ・ 洪水、地震、暴風およびその他の自然災害によりサプライチェーンが断絶する。特に、インフラおよび災害復旧の資源が限られている国。
- ・ 近時流行した中国発の新型コロナウイルス等の感染症の流行を含む公衆衛生の悪化によりサプライチェーンが影響を受ける。

こうしたリスクに当社も晒されており、将来、当社が供給の制約、価格上昇および最低購入量の要件に直面し、当社の事業、営業成績および財務状況が損なわれる可能性がある。当社の製造外注モデルに関連したリスクは、当社が製品を新たな施設または製造業者に移行する、新製品を発売しその数量を増やす、または新規契約の製造業者または供給業者を適格とする場合に特に重大となる。そうした場合、当社、製造業者、パートナーおよび部品供給業者間の関係を管理する能力が重要となる。新たな製造業者、製品、部品または施設により、コストが上昇し、要求される数量の高品質の製品を顧客に納品できないリスクが高まる。製造業者または部品供給業者が当社の品質、数量または納品条件をコスト効率が高い方法で満たすことができない場合、当社の事業、営業成績および顧客との関係は損なわれる。

**事業をグローバルに展開しているため、国際的な業務に伴うリスクにより事業が著しく損なわれる可能性がある。**

当社の業務のかなりの部分は米国外で行われており、収益のかなりの部分は米国外で生み出されている。また、製品の大部分は米国外で製造されており、研究開発拠点、販売拠点およびサービス拠点を海外に有している。したがって、当社の事業および将来の業務は、国際業務に影響を及ぼす要因の悪影響を受ける可能性がある。これらの要因として、特に現地の政治や経済情勢、貿易保護や輸出入規制、関税、現地の労働条件、輸送コスト、財政支出動向、テロ行為、国際紛争、インフラに限られている地域での自然災害および公衆衛生の悪化が挙げられる。特に、2019年に新たに関税が課されたことを含め米国と中国間の貿易を巡って現在緊張が高まっていること、また2020年1月31日付けで英国がEUから脱退したこと、そして、近時中国発の新型コロナウイルスが流行していることが当社の事業や営業成績に影響を与える可能性がある。また当社がメキシコにて製造している製品に関して、米国とメキシコ間の貿易や国境に関する問題は、当社の製品の顧客への発送の遅延、価格への影響等当社の事業および営業成績に影響を与える可能性がある。さらに、当社は事業をグローバルに展開しているため、当社が業務を行い、製品を販売している米国および外国の司法管轄における複雑な法律および規制上の要件の影響を受ける。これらの要件として、独占禁止法および反競争法、法規制、ならびにデータの機密性に関する規制が挙げられる。また、当社は、著作権侵害、横領、または米国法よりも知的財産権の保護で劣っている可能性のある法律により、機密情報が失われるリスクにもさらされている。これらの要因が、当社の事業、営業成績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は国際的に業務を行っていることから、為替レートが不利に働くリスクにさらされている。これらのリスクは商慣行の進展とともに変化する可能性があり、当社の財務成績およびキャッシュフローに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、一部の資産および負債に加えて予想される短期の外貨のキャッシュフローに為替レートが悪影響を及ぼし、利益が減るのを抑えるために、先渡契約およびオプション契約を利用している。当社のヘッジ戦略が成功しない可能性があり、為替レートの変動が当社の営業成績およびキャッシュフローに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。また、米ドルが外貨に対して大きく変動する場合、当社がヘッジしていない資産、負債およびキャッシュフローの外貨のエクスポージャーが、財務成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、外国の多く、特に発展途上国では、当社の内部方針および手順、または当社に適用される海外腐敗行為防止法などの米国の法規制で禁じられている商慣行が行われることは珍しいことではない。当社の従業員、請負業者および代理人に加えて、当社が一部の事業活動を外注している企業が、これらの方針、手順、法律または規制を順守することを保証することはできない。これらのいずれかの違反により当社が罰金およびその他の罰則を科せられる可能性があり、当社の事業、営業成績および財務状況に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

**当社の成功は、市況および当社製品に対する市場の需要の変化に対応して、効果的に資源を計画および管理し、事業を再編できるかに左右され、こうした行動が当社の財務成績および営業成績に悪影響を及ぼす可能性がある。**

急速に進化する市場において当社製品およびサービスの提供に成功するためには、市場の機会および状況の変化に対応して効果的に事業の規模を設定および調整できるような、効果的に計画を策定し、予想し、管理するプロセスが求められる。

市況および当社製品に対する市場の需要の変化に対応して、当社は過去にコスト削減に取り組んだ。例を挙げると、当社は、2016年3月、2016年11月、2018年5月、2019年4月および2019年5月に、事業の合理化、コスト構造の改善および重要な戦略的機会への資源の集中を目的としたリストラを実施した。その結果、多額のリストラ費用を計上した。当社は2018年度に、複数製品の優れた事業運営を目指して組織とシステムを発展させるために、事業部門制に移行した。また、これらの資源と顧客・市場の機会を一段と合致させるために、販売体制を再編した。当社は今後、従業員の再編、リストラ、一部製品の売却および/または製造中止、またはこれらを組み合わせて取り組む可能性がある。新たな部門構成および従業員の担当エリアを含めて、当社の従業員の数、配置または組織は急速に変わっており、製品およびサービスを計画通り開発、販売および納品する能力に悪影響を及ぼす、または現在もしくは将来の事業および財務目標を達成するのを妨げる可能性がある。これらの行動を取るいずれの決定も、特に棚卸資産または固定資産、無形資産またはのれんの償却(減損費用を含むが、これに限定されるものではない)、従業員および施設の削減、ならびに製品の製造中止に伴う外部再販業者またはユーザーからの罰金および損害賠償請求に関連して、損益計算書に費用として計上される可能性がある。これらの行動に関連する費用により当社の営業成績が損なわれる可能性がある。これらの行動に関連した費用以外にも、当社が行ったリストラにより期待されるいずれの効果も実現できない可能性がある。

## 第四部【組込情報】

- |     |                         |            |           |
|-----|-------------------------|------------|-----------|
| (1) | 2019年度外国会社報告書及びその補足書類   | 2019年8月23日 | 関東財務局長に提出 |
| (2) | 2020年度外国会社半期報告書及びその補足書類 | 2020年1月24日 | 関東財務局長に提出 |
| (3) | 2020年度外国会社半期報告書に係る訂正報告書 | 2020年2月26日 | 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としている。



## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

## 第六部【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】  
該当事項なし。